

経営事項審査の審査基準改正に伴う
2025・2026 年度 競争参加資格(建設工事)の再認定について

2026 年 7 月 1 日に経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴い、2025・2026 年度の建設工事に係る競争参加資格の再認定を行いますので、以下のとおりお知らせします。

1 再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づき、2025・2026 年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書を取得した者は、希望により当該総合評価値通知書に基づき、2025・2026 年度の競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

※事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書に基づいて申請することが必要です。

2 再認定のスケジュール

下記の期間に再認定の受付を行います。
認定日(予定)は、原則として、適正な申請書を受理した日の翌々月の 1 日です。

受付期間
2026 年 7 月 1 日～2026 年 12 月 28 日

3 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 競争参加資格審査申請書(建設工事)(様式第 1)
- ② 完成工事高(様式第 2)
- ③ 業態調書(様式第 3)
- ④ 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評価値通知書の写し
- ⑤ 共同企業体等調書(様式第 5)(特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合)
- ⑥ 担当者の名刺

※ 再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、改正前の審査基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、①、③、④、⑤及び⑥を提出してください。

4 再認定の申請に関する留意事項

再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、既に受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

工事の入札手続に参加をしている者で、既に競争参加資格の確認又は要請を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

5 申請方法及び提出先

電子メールにより受け付けます。再認定に係る競争参加資格審査申請書類を以下のメールアドレス宛に送付してください。

※郵送及び持参による申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

【提出先】 keiyaku-shinsa@shutoko.jp

（首都高速道路株式会社 財務部契約課 競争参加資格審査担当 宛）

6 申請書類及び申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き及び申請書等の様式については、首都高速道路株式会社のホームページから入手してください。ホームページアドレスは、以下のとおりです。

<http://www.shutoko.co.jp/business/qualify/>

お問い合わせ先：首都高速道路株式会社財務部契約課
電話番号 03-3539-9315（ダイヤルイン）